

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (1) 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施

1 主な施策の取組状況及び評価

(1) 取組状況

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、

- 平成 19 年 3 月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 19 年 5 月男女共同参画会議意見決定）。
- 平成 20 年 6 月に「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 20 年 6 月男女共同参画会議意見決定）。
- 平成 21 年 3 月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」とりまとめに向けた論点整理を公表。

(2) 評価

上記 2 つの報告書について、現在フォローアップ作業を進めているところ。

2 今後の方向性、検討課題等

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指すため、引き続き調査を実施するとともに、意見決定等に基づく各施策を体系的・実質的に評価していく。

3 参考データ、関連政策評価等

別添：報告書（概要）

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 主な施策の取組状況及び評価

○男女共同参画社会実現に向けて国民一人ひとりの取組を促すために、平成 13 年度から男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日）を実施している。男女共同参画週間の関連行事として、男女共同参画社会づくり功労賞内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰を行っている。平成 21 年度は 6 月 26 日に表彰式を行った。

○男女共同参画社会づくり功労賞内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞等と同日に、男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を実施している。平成 21 年度全国会議では、男女共同参画週間標語及び男女共同参画シンボルマーク受賞者表彰が行われたほか、講演会や鼎談、パネルディスカッション・パネル展示等が行われている。なお、男女共同参画週間については、ポスターやチラシ、ウェブサイトや広報誌等、さまざまな媒体で広報されている。

○男女共同参画に係る総合情報誌として、「共同参画」を毎月 20 日に発行している。「共同参画」では、連載、特集、男女共同参画に関連するトピックス、スペシャルインタビュー等を、20～24 頁にわたって掲載している。

○配偶者等暴力防止法、女性の再チャレンジ、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとした、男女共同参画に係る啓発ビデオ・DVD を平成 12 年度から制作している。これらを全国の男女共同参画センターや視聴覚ライブラリ等において貸出し上映等を行っている。

○男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るため、「男女共同参画推進連携会議」を平成 8 年から開催している。「男女共同参画推進連携会議」においては、政府の施策や国際的な動きについての情報交換を行うほか、一方的な情報の伝達だけに終わることなく、議員が自主的に意見交換や活動できる場としていくことや、政府と関連団体間の情報交換をより一層密にする等、ネットワークの充実・強化を図るため、平成 20 年に同会議企画委員が自主的に 4 つの小委員会（「202030 小委員会」「啓発活動小委員会」「国と地方の連携推進小委員会」「広報小委員会」）を設置し活動中である。

また、その活動の 1 つとして、地域版男女共同参画推進連携会議とのネットワークを立ち上げ、連携会議構成団体や地域版連携会議との共催でセミナー等を開催するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進している。

(開催状況)

- ・男女共同参画推進連携会議（全体会議）
 - ・平成 17 年度（17 年 12 月以降）：1 回
 - ・平成 18 年度：2 回
 - ・平成 19 年度：1 回
 - ・平成 20 年度：2 回
- ・男女共同参画推進連携会議（企画委員会）
 - ・平成 17 年度：1 回
 - ・平成 18 年度：2 回
 - ・平成 19 年度：1 回
 - ・平成 20 年度：1 回
- ・連携会議構成団体との共催セミナー：8 カ所（平成 19 年度）、3 カ所（平成 20 年度）
- ・地域版連携会議との共催セミナー：6 カ所（のべ 9 回：6 府県との共催）（平成 20 年度）

様式 2

さらに、男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えた平成 21 年度には、審査に広報小委員会の協力を得ながら、男女共同参画のシンボルマークを作成。広報啓発活動において当マークを活用することで、それぞれの地域や個人が男女共同参画をより身近な問題として意識していただくことを目指している。

○各地において各界各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する場を設け、男女共同参画社会の実現に向けた普及・啓発を行うことを目的として、平成 12 年度から男女共同参画フォーラムを地方公共団体との共催で実施している。平成 21 年度は 9 月 19 日に岐阜県、10 月 17 日に群馬県、2 月 13 日に広島県において開催が予定されている。

○他の地方公共団体のモデルとして、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的として、平成 6 年度から男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している。男女共同参画宣言都市奨励事業は、住民に密接な行政を行っている地方公共団体（政令指定都市を除く市・町・村及び特別区）において、地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励するものである。平成 21 年度は 8 月 1 日に熊本県八代市にて開催され、今後は 9 月 5 日に広島県安芸高田市、11 月 14 日に静岡県富士市、1 月 23 日に茨城県守谷市、1 月 30 日に沖縄県宜野湾市、2 月 20 日に愛知県江南市、3 月 6 日に島根県江津市にて実施が予定されている。

○既に男女共同参画宣言都市となった地方公共団体が、その経験を生かしつつ、更に男女共同参画施策に取り組む上での参考とするため、宣言都市相互の情報交換と交流を図り、連携を深めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けての機運を広く醸成することを目的として、平成 8 年度から男女共同参画宣言都市サミット事業を実施している。平成 21 年度は 11 月 6 日に宮崎県延岡市にて開催が予定されている。

2 今後の方向性、検討課題等

○若年層や男性の参画が不十分であることから、広報・啓発活動においても、それらの層を対象とした戦略的・実践的な取組を行っていく必要がある。

○男女共同参画推進の重要性について、理解を深めてもらうため、メディアとの効果的な協働を行う必要がある。

○ホームページや広報誌等の従来の手法以外に、効果的な広報の手法として、どのようなものがあるか。

○表彰制度に係る受賞者の選定においては、全国各地で活躍している団体や個人の中から該当者を選定するには、国における取組だけでは困難であることから、地方自治体等との連携を一層強めていく必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

○男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰 表彰件数
平成 20 年度：12 名 平成 21 年度：12 名

○女性のチャレンジ賞
平成 20 年度：女性のチャレンジ賞 4 件、支援賞 1 件、特別部門賞 3 件
平成 21 年度：女性のチャレンジ賞 6 件、支援賞 1 件、特別部門賞 5 件